

資料

法務省民事局参事官室 御中

平成18年8月31日

「電子登録債権法制に関する中間試案」 に対する意見

高木 正則（明治大学法学部専任講師）

古屋 壮一（熊本県立大学総合管理学部講師）

〔目次〕

- 一 はじめに
- 二 電子登録債権法制に関する中間試案（全文）
- 三 電子登録債権法制に関する中間試案に対する意見
- 四 おわりに

一 はじめに

本意見書は、法務省民事局参事官室から平成18年8月1日付で意見募集があった、「電子登録債権法制に関する中間試案」について、高木正則明治大学法学部専任講師と古屋壮一熊本県立大学総合管理学部講師の両名で検討したものをとりまとめたものである。なお、上記中間試案に対する意見募集期間が同年同月31日までというものであったこと、同中間試案の補足説明が膨大な量に及んでいたこと等の理由から、必ずしも十分な検討をなしえなかつたことをあらかじめお断りしておきたい。

電子登録債権法制については、民法における指名債権とも手形法における手

形債権とも異なる新たな電子登録債権という債権を創出するものである一方で、手形法と民法の理論を融合しようとした形跡が多分にみられるところから、手形法や民法との法制度上のバランスの点に十分に配慮して、慎重に議論が尽くされることを強く希望するものである。

なお、本意見書には、上記中間試案に提示されている以外の事項についての意見も含まれているが、その意見は、電子登録債権法制が現実に立法化される際に必ず考慮されなければならないと高木・古屋の両名が考えたものである。それゆえ、法制審議会電子債権法部会におかれでは、このような意見についても十分に検討していただきたい。

最後に、本意見書は、三の「電子登録債権法制に関する中間試案に対する意見」の箇所において、「中間試案に賛成する」又は「中間試案に反対する」という表現を用いることがあるが、このような表現をしていたとしても、必ずしも中間試案の当該箇所全てに賛成・反対をしているわけではなく、当該箇所につき、「補充・修正・削除されるべきと考えているところがあること」も念頭に入れて、賛成・反対の意見表明をしていることに留意されたい。

二 電子登録債権法制に関する中間試案（全文）

第1 総則

1 電子登録債権の概念

電子登録債権（仮称）は、①電子登録債権を発生させる原因となった法律関係に基づく債権とは別個の金銭債権であって、②当事者の意思表示に加えて、管理機関（仮称）が作成する登録原簿（仮称）に登録をしなければ発生及び譲渡の効力が生じない債権であって、③指名債権・手形債権等既存の債権と異なる類型の債権とするものとする。

（注）電子登録債権は、意思表示に基づいて発生する債権の一種であるから、電子登録債権法制において別段の定めをしない限り、民法の規定が適用される。例えば、権利能力や行為能力については、民法の一般原則によって規律されることになる。

2 電子登録債権に係る意思表示

(1) 電子登録債権の発生・譲渡等の要件等としての意思表示

[A－1案] 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるには、管理機関による登録の他、当事者間の契約及び当事者による登録の申請が要件となるものとする。この場合において、登録の申請は当事者の双方がしなければならないものとする。ただし、管理機関は、当事者の双方が登録の申請をしたことを確認すれば足りるものとする。

[A－2案] 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるには、管理機関による登録の他、当事者間の契約及び当事者による登録の申請が要件となるものとする。この場合において、登録の申請は当事者の双方がしなければならないものとし、当該契約の申込み及び承諾は、それぞれ当事者の登録の申請及び管理機関による申請内容の相手方に対する通知により行わなければならないものとする。ただし、一方の当事者が相手方を代理して申請をする場合又は当事者が共同して申請をする場合には、管理機関は、申請内容を相手方に通知することを要しないものとする。

[B－1案] 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるにつき、当事者間の契約は要件ではなく、当事者による登録の申請及び管理機関による登録のみが要件となるものとする。この場合において、登録の申請は当事者の双方がしなければならないものとする。

[B－2案] 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるにつき、当事者間の契約は要件ではなく、当事者による登録の申請及び管理機関による登録のみが要件となるものとする。この場合において、登録の申請は債務者・譲渡人等のみが行えれば足りるものとする。

(注) B－2案は、債務者・譲渡人等による登録の申請及びこれに基づく管理機関による登録が行われれば、それだけで、発生登録に債権者として登録された者又は譲渡登録に譲受人として登録された者が電子登録債権を取得し、当該取得について何らの契約も要しないとするものである。

(注1) 上記のいずれの案を採用したとしても、電子登録債権に係る意思表示

(当事者間の契約締結の意思表示及び管理機関に対する登録申請の意思表示の双方を含む)については、原則として、民法の意思表示に関する規定(93条以下)が適用されるが、電子登録債権の流通性を考慮して、第三者の保護について民法の特則を設けるものとする((2)参照。)

(注2) A-1案及びB-1案における当事者双方の申請には、共同申請のほかに、当事者のそれぞれが別の時期に同じ内容の申請をすることも含まれ、また、例えば、当事者の一方が管理機関宛に送信した申請書ファイルに当事者双方の電子署名がされているものも、共同申請に該当し、したがって当事者双方の申請に含まれることになる。

なお、このような当事者双方の登録申請について、各管理機関は、業務規程でその方式を限定すること(例えば、共同申請の方式によらなければならないものとすること)もできる(4(3)参照。)

(注3) 上記の各案における「発生・譲渡等」の「等」とは、登録保証、質権設定などを指している。

(2) 意思の不存在・意思表示の瑕疵と第三者保護

a. 電子登録債権に係る意思表示をした者は、善意かつ無重過失の第三者(詐欺による取消しにあっては、取消し後の第三者に限る)に対して、心裡留保若しくは錯誤による無効又は詐欺〔若しくは強迫〕による取消しを対抗することができないものとする。

b. 電子登録債権に係る意思表示をした者が消費者(消費者契約法2条1項に規定する消費者をいう。以下同じ)である場合には、民法の特則であるaは適用しないものとする。

(3) 他人のためにする電子登録債権に係る意思表示

(前注) 他人のためにする電子登録債権に係る意思表示の方法としては、代理方式(代理人の氏名等を明らかにして意思表示を行う方式)と機関方式(代理人の氏名等を明らかにせず意思表示を行う方式)があるが、そのいずれについても、原則として、民法の規定が適用される。

例えば、他人のために電子登録債権に係る意思表示をした者が、その権限を有しなかった場合（代理方式における無権代理の場合と、機関方式における本人の名義の冒用の場合、当該行為は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない（民法113条）が、表見代理の規定（民法109条、110条、112条）が適用又は類推適用されたときは、本人に効果が帰属することとなる。

また、本人が追認をしたときは、別段の意思表示がない限り、登録のときに遡って効力を生ずるが、第三者の権利を害することはできない（民法116条）。

ただし、次のa及びbについては、民法の特則を設けるものとする。

a. 追認・追認拒絶の相手方

追認又はその拒絶は、電子登録債権に係る債務の債務者（発生登録における債務者及び登録保証人をいう。以下同じ）又は電子登録債権の譲渡人がこれをを行う場合にはその時における電子登録債権の債権者として登録されている者に対して、[電子登録債権の債権者又は譲受人がこれを行う場合にはその時における電子登録債権に係る債務の債務者として登録されている者に対して、それぞれ]しなければならないものとする。

(注) ブラケットは、電子登録債権の発生・譲渡等の要件等としての意思表示((1)参照)につきB-2案を採る場合には不要になる規定であることを示すものである。

b. 他人のためにする意思表示をした者の責任

他人のために電子登録債権に係る意思表示をした者に対する民法117条2項の規定の適用については、同項中「過失」とあるのは「重大な過失」と読み替えるものとする。

(注1) 手形法8条2文・3文と同様の規定は設けないものとする。

(注2) 他人名義を冒用して電子登録債権に係る意思表示をした者についても、無権代理人の責任の規定が適用又は類推適用される。

(4) 申請を行うべき者が複数いる場合の登録の申請

a. 債務者又は債権者が複数いる場合など登録の申請を行うべき者が2人以上である場合には、その全員が申請を行わなければならないものとする。

- b. 申請を行うべき者の一部に登録の申請をすべきことを命ずる確定判決又はこれと同一の効力を有するものがある場合には、他の申請を行うべき者のみで登録の申請をすることができるものとする。

3 電子登録債権と原因関係等

発生登録・譲渡登録等の電子登録債権に係る登録の原因となった法律関係（原因関係）の有効性は、当該電子登録債権の有効性の要件とはしないものとする。

（注1）原因関係が無効であることは、原因関係の当事者間における人的抗弁となる。

（注2）①一定の原因関係に基づいて電子登録債権を発生させる場合に、原因関係上の債権（原因債権）が消滅するかどうか、また、②原因債権と電子登録債権が併存する場合に、いずれを先に行使すべきかについては、当事者の意思に委ねられる方向で、なお検討する。

4 登録

（1）登録のあり方

- a. 管理機関は、この試案に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請がなければ、登録をすることができないものとする。
- b. 管理機関は、法令及び業務規程に従い適式な申請がされた場合等には、遅滞なく、当該申請等に基づき登録をしなければならないものとする。
- c. 管理機関は、同一の電子登録債権に関し、登録の申請が2以上あったときは、申請があった順序に従って登録をしなければならないものとする。
- d. 管理機関は、各電子登録債権ごとに区分して登録原簿を作成しなければならないものとする。
- e. 登録原簿は、磁気ディスクをもって調製しなければならないものとする。
- （注）登録原簿は、管理機関の事業の承継等がされる場合以外は、他の管理機関に移転されないものとする。

(2) 不実の登録の訂正

a. 管理機関は、次のいずれかに該当する場合には、当事者の申請によらずに、登録事項の訂正をすることができるものとする。ただし、登録原簿上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の同意があるときに限るものとする。

①申請の内容と異なる登録がされている場合

②申請がないにもかかわらず、申請を要する事項について登録がされている場合

③管理機関が自らの権限により登録すべき事項について、事実と異なる登録がされている場合

(注) 管理機関が不実の登録内容の訂正をする場合、その前又は後に当該登録申請の当事者に対して、その通知をしなければならないものとするかどうかについて、なお検討する。

b. 管理機関がaにより登録内容の訂正をするときは、訂正日及び訂正事項をも記録しなければならないものとする。

(3) 申請の方式等

管理機関は、この試案に別段の定めがない限り、業務規程で、当事者の申請及びその撤回の方式、申請事項の内容その他申請に関する事項を定めができるものとする。

(4) 登録の権利推定効

登録原簿上、電子登録債権の現在の債権者として登録されている者は、当該電子登録債権を適法に有するものと推定するものとする。

(注) 「登録原簿上、電子登録債権の現在の債権者として登録されている者」には、支払等登録において支払等をしたことが登録されている登録保証人、民事保証人その他の支払等によって生じた法定代位により電子登録債権を取得した者を含んでいる。

(5)不実の登録についての管理機関の責任

管理機関は、登録原簿に当事者の申請と異なる内容が登録されたとき、申請がないにもかかわらず登録がされたとき又は管理機関が自らの権限により登録すべき事項について事実と異なる登録がされたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。[ただし、管理機関が[不可抗力によること] [その職務を行うについて注意を怠らなかったことを]証明した場合は、この限りでないものとする。]

(注) この責任規定は、①管理機関が記録した内容が当事者の申請内容と異なっていた場合、②管理機関が過失等により当事者の申請がないにもかかわらず記録をした場合、③管理機関が二重に発生登録をした場合、④管理機関の従業員で登録原簿の管理権限を有しない者によって記録がされた場合、⑤ハッキングによって記録がされた場合（履歴を記録することなく、発生登録等の内容が変更された場合（変造）を含む。）などについて適用される。

(6)申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の責任

[A案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の不法行為責任については、特段の規定を設けず、民法の規定（709条、715条）によって処理するものとする。

[B案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の不法行為責任の適用については、過失が推定されるものとする。

[C案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関は、無過失責任を負うものとする。

(注) 申請権限のない者の申請としては、無権代理人による申請や他人名義の冒用による登録の申請がある。

(後注) 申請者の行為能力の制限や意思の不存在・意思表示の瑕疵を看過して申請を受けた管理機関の注意義務及び責任については、特段の規定を設けない（民法の一般原則に従うこととなる結果、管理機関は、原則として責任を負わない。）ものとする。

第2 電子登録債権の発生

1 電子登録債権の発生の要件

電子登録債権は、当事者の意思表示に加えて、発生登録をしなければ発生しないものとする。

2 発生登録手続

(1)当事者の申請

a. 必要的申請事項

発生登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

①電子登録債権の金額

（注）債権額は、確定した金額で申請しなければならないものとする。

②債務者の氏名又は名称及び住所

③債務者が2人以上ある場合において、その債務が不可分債務又は連帶債務であるときはその旨、可分債務であるときは債務者ごとの電子登録債権の金額

（注）債務者の共同相続については、可分債務説を探ることを前提として、この試案を作成しているが、可分債務になることは民法の原則どおりであるから、試案に特段の定めを設けていない。この場合における共同相続人名義への登録手続については、第6の2(1)c口参照。

④債権者の氏名又は名称及び住所

⑤債権者が2人以上ある場合において、その債権が不可分債権であるときはその旨、可分債権であるときは債権者ごとの電子登録債権の金額

（注）債権者の共同相続の場合の取扱いについては、次の2つの案があるところ、共同相続人間の紛争に管理機関が巻き込まれないようにするという観点をも考慮しつつ、共同相続人名義への登録手続（第6の2(1)c口参照）と併せて、なお検討する。

[A案] 電子登録債権は、共同相続の場合には、当然に共同相続人間で相続分に従って分割されるが、一部譲渡が禁止又は制限されている電子登録債権の場

合には、当該禁止又は制限に反する形での一部譲渡の登録をすることはできないものとする。

[B案] 電子登録債権は、共同相続の場合には、不可分債権になるものとする。

⑥支払期日

(注) 支払期日は、確定日で申請しなければならないものとする。

⑦申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑧代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

⑨管理機関が業務規程で定める事項

(注) 電子登録債権の必要的発生登録事項の一部の補充を債権者に委ねる、白地手形類似のものは認めないものとする。

b. 法定の任意的申請事項

発生登録をしようとする者は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、発生登録の申請において、aに掲げる事項のほか、次に掲げる事項の記録を求めることができるものとする。

①支払方法に関する事項

(注) 例えば、支払先口座として登録された口座に振込をして支払をする旨等が考えられる。

②支払期日に関する事項

(注) 例えば、期限の利益喪失約款等が考えられる。

③分割払とする旨及び各支払期日における元本の支払額

④利息及び遅延損害金に関する事項

(注) 例えば、確定利率や変動利率等が考えられる。

⑤電子登録債権が債権者を受託者とする信託財産となる場合には、信託財産である旨

⑥譲渡、登録保証又は質権の設定の制限に関する事項（第3の2参照）

⑦善意取得及び人的抗弁の切断に関する事項

[A案] 発生登録における当事者は、善意取得及び抗弁の切断の規定のいずれをも適用しない旨の登録の申請をすることができるものとする。

[B案] 発生登録における当事者は、抗弁の切斷の規定を適用しない旨の登録の申請をすることはできるが、善意取得の規定を適用しない旨の登録の申請をすることはできず、善意取得の規定を適用しない旨の登録は無益的登録事項となるものとする。

[C案] 何人も善意取得又は抗弁の切斷の規定を適用しない旨の登録の申請をすることはできず、その旨の登録は無益的登録事項となるものとする。

(注) B案又はC案を探る場合には、管理機関は無益的登録事項となる事項を記録してはならないとともに考えられる。

c. 法定外の任意的申請事項

発生登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、発生登録の申請において、a及びbに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

(2) 管理機関による登録

管理機関は、発生登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

- ①当事者が申請した(1) a の①から⑥までの事項並びにb及びcに掲げる事項
- ②管理機関が業務規程において譲渡の制限に関する事項その他の電子登録債権に係る私法上の権利義務の制限に関する事項を定めている場合には、その内容
- ③(1) a の⑨の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの
- ④電子登録債権の番号
- ⑤登録日

(注1) 登録原簿に記録することにより当該電子登録債権を無効とする有害的登録事項は、これを設けないものとする。

(注2) 業務規程により申請事項を制限した場合には（第1の4(3)参照）、その対象となる事項については、申請をすることができないから、登録がされることもないという整理である。

第3 電子登録債権の譲渡

1 謾渡による移転の要件

電子登録債権を譲渡する場合には、当事者の意思表示に加えて、譲渡登録をしなければ、移転の効力は生じないものとする。

(注) 電子登録債権の債権者に相続その他的一般承継が生じた場合又は法定代理が生じた場合には、電子登録債権は、譲渡登録を要件とせずに、移転するものとする。

2 電子登録債権の自由譲渡性

[A案] 電子登録債権については、全面的な譲渡禁止特約をすることはできないものとする。

[B案] 譲渡禁止特約についての特則は設けず、電子登録債権についても譲渡禁止特約を認めるものとする。

(注1) A案は、管理機関が業務規程で譲渡の禁止について定めていない場合に当事者が全面的な譲渡禁止特約を定めること及び全面的な譲渡禁止を管理機関が業務規程によって行うことのいずれも認めない(第1の4(3)の「別段の定め」として、全面的な譲渡禁止の定めを業務規程に置くことが許されない旨の定めを設ける。)との立場である。

(注2) A案を探る場合であっても、電子登録債権の発生登録の当事者が、管理機関が業務規程で定める範囲内において、全面的な譲渡禁止特約以外の譲渡の制限に関する登録(当該電子登録債権の譲渡の相手方、譲渡(譲渡登録)の回数又は譲渡期間を制限する登録等)をすることはできるものとする。

(注3) 業務規程により譲渡の回数・譲渡期間を制限した場合には(第1の4(3)参照)、当事者の申請がなくとも、その内容が登録される(第2の2(2)②参照)。

3 譲渡登録手続

(1)当事者の申請

a. 必要的申請事項

譲渡登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

- ①譲渡する電子登録債権の番号
- ②譲受人の氏名又は名称及び住所
- ③申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ④代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- ⑤管理機関が業務規程で定める事項

b. 法定の任意的申請事項

譲渡登録をしようとする者は、業務規程に別段の定めがある場合（業務規程による譲渡の制限については、その旨の登録がされている場合に限る。）を除き、譲渡登録の申請において、aに掲げる事項のほか、次に掲げる事項の記録を求めることができるものとする。ただし、発生登録をした者の申請により発生登録に別段の定めが記録されている場合は、この限りでないものとする。

①電子登録債権の一部を譲渡する場合においては、次に掲げる事項

- イ 電子登録債権の一部を譲渡する旨
- ロ 一部譲渡される電子登録債権の金額
- ハ 一部譲渡の元となった電子登録債権の登録原簿に一部譲渡の回数の制限の登録がされているときは、一部譲渡される電子登録債権について、更に一部譲渡をすることができる回数

②電子登録債権が譲受人を受託者とする信託財産となる場合には、信託財産である旨

（注）発生登録における「別段の定め」には、①一部譲渡の禁止、②一部譲渡の回数の制限、③一部譲渡がされた後の各電子登録債権の債権額の制限等があると考えられる。

c. 法定外の任意的申請事項

譲渡登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、譲渡登録の申請に当たり、a及びbに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

(2) 管理機関による登録

a. 原則

管理機関は、譲渡登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に次に掲げる事項の記録をしなければならないものとする。

①当事者の申請した(1) a ②、 b ②及び c に掲げる事項

②一部譲渡に関する事項 ((1) b の①に掲げる事項) がある場合には、次に掲げる事項

イ 一部譲渡する旨

ロ 一部譲渡後の電子登録債権の残額

ハ 一部譲渡の回数の制限の登録がされているときは、当該電子登録債権について、更に一部譲渡をすることができる回数

二 一部譲渡により譲渡登録がされた電子登録債権の番号

③(1) a の⑤の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

④登録日

b. 一部譲渡される電子登録債権についての登録

管理機関は、譲渡登録の申請において、一部譲渡に関する事項 ((1) b の①に掲げる事項) がある場合には、遅滞なく、登録原簿に次に掲げる事項の記録を行わなければならないものとする。

①当事者が申請した(1) b の①ロ及びハに掲げる事項

②電子登録債権の番号

③一部譲渡の元となった電子登録債権の登録原簿に記録されていた事項（債権額及び一部譲渡の回数の制限の登録を除く。）

④登録日

4 譲渡登録の効力

(1) 権利移転の効力

譲渡登録がされることによって、電子登録債権及びこれに付随する権利（基

本権としての利息債権、登録保証債務履行請求権が含まれる。) が移転されるものとする。

(2) 善意取得

譲渡登録の申請により電子登録債権について譲渡登録を受けた者は、悪意又は重大な過失がある場合を除き、当該電子登録債権を取得するものとする。

(3) 人的抗弁の切斷

a. 原則

電子登録債権に係る債務の債務者は、原則として、譲渡人に対する人的関係に基づく抗弁をもって譲受人に対抗することができないものとする。

b. 例外

[A案] 譲受人が債務者を害することを知って電子登録債権を取得したときは、債務者は、当該抗弁をもって譲受人に対抗することができるものとする。

(注) 「債務者を害することを知って」とは、「電子登録債権の支払期日において債務者がある特定の抗弁を主張することが確実であることを認識して」という意味である。

[B案] 譲受人の主觀にかかわらず、登録原簿に登録がされている抗弁に限り譲受人に対抗することができるものとする。

(4) 消費者保護

電子登録債権に係る債務の債務者が消費者である場合には、人的抗弁の切斷の規定の適用はないものとし、電子登録債権の譲渡人が消費者である場合であって、当該譲渡人に係る譲渡登録が権利移転の効力を有しないときは、善意取得の規定の適用はないものとする。

(5) 支払期日後の譲渡登録

[A案] 支払期日後の譲渡登録であっても、支払期日前の譲渡登録と同様の効力を有するものとする。

[B案] 支払期日後の譲渡登録には、善意取得及び人的抗弁の切断の規定の適用はないものとする。

(注) 支払期日後に電子登録債権の譲渡を受けた者等が、錯誤等による意思表示の無効や詐欺等による意思表示の取消しの場合の第三者保護規定（第1の2(2)参照）の適用によって保護されることの可否についても、併せて検討する。

第4 電子登録債権の消滅等

1 支払の方法

電子登録債権の支払期日における支払の方法については、法令上は規定を設けないものとする。

(注1) 発生登録における当事者が任意的登録事項として支払方法を登録した場合にはその方法によって支払い、その登録がされていない場合には民法484条や商法516条により債権者の住所や営業所に持参して支払うことになる。

(注2) 手形法39条2項のような規定は設けず、一部支払については民法に従つて取り扱うものとする。

(注3) 支払期日前の支払や、支払期日後の支払については、支払期日における支払と異なる規定（手形法40条1項及び2項のような規定）は設けないものとする。

2 支払免責

[A案] 電子登録債権の債権者として登録されている者で当該電子登録債権を有しないもの又は電子登録債権の質権者として登録されている者で当該電子登録債権の取立権を有しないものに対してした支払は、当該支払をした者に悪意又は重大な過失がない限り、その効力を有するものとする。

[B案] 電子登録債権の債権者として登録されている者で当該電子登録債権を有しないもの又は電子登録債権の質権者として登録されている者で当該電子登録債権の取立権を有しないものに対してした支払は、当該支払をした者の主觀を問わず、支払としての効力を有するものとする。

3 支払等の効力と支払等登録との関係

(1) 支払を受けた債権者との関係

電子登録債権に係る債務の債務者が債権者に支払をした場合には、支払等登録をしていないときであっても、債権者は、更に支払の請求をすることができないものとする。

(2) 支払を受けた債権者以外の者との関係

電子登録債権に係る債務の債務者が債権者に支払をした場合において、支払等登録をしていないときは、弁済の抗弁は、人的抗弁として取り扱われるものとする。

(注) 弁済の抗弁を人的抗弁として取り扱うことになることから、支払期日後の譲渡登録について、人的抗弁の切断の効力を認めるか否か（第3の4（5）参照）によって、支払等をした者で支払等登録をしていなかったものが取得者に弁済の抗弁を主張することができるかどうかが決せられることとなる。

(3) 支払等登録の申請の承諾請求権

a. 電子登録債権について支払等があった場合には、当該支払等をした者は、当該電子登録債権の債権者、質権者又は差押えをした債権者（以下「債権者等」という。）として登録されている者に対して、当該電子登録債権の支払等登録の申請をすることについて承諾すべきことを請求することができるものとする。

b. 電子登録債権に係る債務の支払をする場合には、aにかかわらず、当該支払をする者は、債権者等に対し、支払をするのと引換えに、支払等登録の申請をすることについて承諾すべきことを請求することができるものとする。

(注) 「支払等」とは、支払、相殺等の債権の消滅原因事実を指すものである。

4 支払等登録

(1) 当事者の申請

a. 申請権者等

i. 債権者等として登録されている者又はその一般承継人は、単独で支払等登録

の申請をすることができるものとする。

(注) 質権者は、被担保債権の支払を受けたときは、当該被担保債権について支払を受けた旨の支払等登録の申請を行うことになる。

また、質権者が直接取立権により電子登録債権を行使して支払を受けたときは、当該電子登録債権及び被担保債権について支払等登録の申請を行うことになる。

ロ. 債権者等の全員の承諾がある場合における電子登録債権の支払等をした者も、イと同様とするものとする。

(注) 電子登録債権の支払等をした者は、3(3)により債権者等に承諾をすべきことを命ずる確定判決又はこれと同一の効力を有するものを取得すれば、ロにより、当該支払等をした者のみで支払等登録の申請をすることができる事になる。

b. 必要的申請事項

支払等登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

①電子登録債権の番号

②支払等に係る債権の特定に関する事項

(注) 発生登録に係る債務か、登録保証債務か等支払を受けた債権を特定するために必要な事項のことである。

③支払等に係る債権の金額

④支払等の内容

⑤支払等があった日

⑥支払等をした者の氏名又は名称及び住所並びにその者が支払等をすることについての正当な利益の有無

⑦申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑧代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

⑨管理機関が業務規程で定める事項

c. 法定外の任意的申請事項

支払等登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、支払等登録の申請において、bに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

(2) 管理機関による登録

a. 当事者の申請による支払等登録

管理機関は、支払等登録の申請があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

- ①当事者が申請した(1) b の②から⑥まで及び c に掲げる事項
- ②(1) b の⑨の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

③登録日

b. 当事者の申請によらない支払等登録

管理機関が電子登録債権の支払に係る送金手続をする場合には、管理機関は、入金手続を終えた後（債権者の支払先口座に入金がされたことを確認した後）、直ちに、当事者の申請によらずに、(1) b ②から⑥までの事項及び登録日を記録しなければならないものとする。

（注）管理機関が、送金手続と当事者の申請によらない支払等登録の同期性を確保するために、業務規程で支払期日後の一定期間のみについて譲渡登録を禁止することもできると考えられる。

5 弁済以外の消滅原因

(1) 相殺

電子登録債権が相殺により消滅した場合であっても、支払等登録をしない限り、相殺の抗弁は人的抗弁として取り扱われるものとする。

(2) 混同

- a. 電子登録債権に係る債務の債務者は、当該電子登録債権を取得した場合であっても、支払等登録をしない限り、混同（民法520条本文）による債務の消滅を主張することはできないものとする。

b. 電子登録債権の発生登録における債務者は、当該電子登録債権を取得した場合であっても、登録保証債務の履行請求権を行使することはできず、また、登録保証人は、自己が登録保証をした電子登録債権を取得した場合であっても、他の登録保証人に対する登録保証債務の履行請求権（自己が登録保証債務を負担する前に取得したことがあるものを除く。）を行使することはできないものとする。

(3) 消滅時効

（前注）消滅時効については、以下に掲げる事項のほかは、民法の消滅時効に関する規定が適用される。

電子登録債権（登録保証債務の履行請求権及び特別求償権を含む）は、支払期日から3年間、行使がされないときは、時効によって消滅するものとする。

（注）電子登録債権が時効により消滅した場合に、電子登録債権の債権者が、発生登録における債務者や登録保証人に対し、これらの者が受けた利益の限度において償還請求をする権利（手形における利得償還請求権のようなもの）について、法令上の規定は設けないものとする。

第5 登録保証等

（前注1）「登録保証」とは、電子登録債権に係る債務を保証するものであって、登録原簿に登録しなければ効力を生じない保証をいい、電子登録債権について登録原簿への登録によらずに締結される保証契約（これは民法上の保証であり、以下「民事保証」という。）とは別のものである。

（前注2）この試案に別段の定めがない限り、保証に関する民法の規定に従うという前提である。

1 登録保証の要件等

登録保証は、保証登録をしなければ、その効力を生じないものとする。

（注）管理機関は、業務規程により保証登録の申請を禁止又は制限することができる（第1の4(3)参照）。

2 登録保証の内容

(1) 保証の範囲の限定

保証登録の当事者は、管理機関が業務規程で定める範囲内で、登録原簿に登録することにより、登録保証債務の内容（保証債務額等）を限定することができるものとする。

(2) 登録保証には、民法452条（催告の抗弁）、453条（検索の抗弁）、456条（数人の保証人がある場合）及び458条（連帯保証人について生じた事由の効力）の規定は適用しないものとする。

3 登録保証の独立性

(1) 独立性

登録保証債務は、その主たる債務者が申請に係る意思表示の無効、取消し等によりその債務を負担しない場合であっても、その効力を妨げられないものとする。

（注）「無効、取消し等」の「等」とは、そもそも主たる債務者が債務負担の意思表示をしていない場合（名義の冒用）等を指すものである。

(2) 主たる債務者の相殺権の行使

登録保証には、民法457条2項（主たる債務者の債権による相殺の主張）の規定は適用しないものとする。

(3) 時効中断

主たる債務者に対する時効中断の効果（民法457条1項参照）は、登録保証人には及ばないものとする。

4 保証登録手続

(1) 当事者の申請

a. 必要的申請事項

保証登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

- ①電子登録債権の番号
- ②登録保証である旨
- ③保証人の氏名又は名称及び住所
- ④主たる債務者の氏名又は名称及び住所
- ⑤申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ⑥代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- ⑦管理機関が業務規程で定める事項

b. 法定の任意的申請事項

保証登録の申請の当事者は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、保証登録の申請において、aに掲げる事項のほか、次に掲げる事項の記録を求めることができるものとする。ただし、発生登録をした者の申請により発生登録に別段の定めが記録されている場合は、この限りでないものとする。

- ①保証債務の内容の限定に関する事項
- ②保証登録における債権者に対する抗弁をその後の譲受人に対抗することができる旨

c. 法定外の任意的申請事項

保証登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、保証登録の申請に当たり、a及びbに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

(2) 管理機関による登録

管理機関は、保証登録の申請があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

- ①当事者が申請した(1) a の②から④まで、b 及び c に掲げる事項
- ②(1) a の⑦の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項で

あって当事者が申請したもの

③登録日

5 特別求償権

(1) 登録保証人が登録保証債務を履行した場合において、支払等登録がされたときは、民法459条、462条、464条及び465条の規定にかかわらず、その登録保証人は、次に掲げる者に対して、履行した額及び履行した日以後の遅延損害金及び支出した費用で避けることができなかつたものを請求することができる権利（以下「特別求償権」という。）を有するものとする。

①主たる債務者

②自己の主たる債務と同一の債務を主たる債務とする登録保証人（以下「共同保証人」という。）

③主たる債務者として登録された者が、債務を負担してそれを支払ったとすれば、特別求償権を行使することができる者

(2) 他の共同保証人（登録保証債務を履行した者が当該債務を負担する前に取得した登録保証債務履行請求権に係る保証人を除く。）に対する特別求償権は、各自の負担部分についてのみ行使することができるものとする。

（注）(3)の場合を除き、民法の原則に従い、特段の合意がない限り、共同登録保証人間の各自の負担部分は等しいものとなる。

(3) 登録保証人は、自己の登録保証債務についての債権者となったことがある他の共同保証人に対しては、特別求償権を行使することができないものとする。

(4) 登録保証には、民法463条（通知を怠った保証人の求償の制限）の規定は適用しないものとする。

（後注1）特別求償権は、基本的には電子登録債権としての性質を有するものであることを前提としている。例えば、特別求償権の発生には、支払等登録を

受けることが必要であり、また、弁済者が特別求償権を譲渡する場合には、譲渡登録を要し、民法の定める指名債権譲渡の方式により譲渡を行うことはできない。

なお、特別求償権を譲渡登録によって譲渡した場合には、登録保証人が法定代位により取得した電子登録債権もこれに伴い移転することとなる。

(後注2) 登録保証人は、一部支払をした場合であっても、支払等登録することにより、特別求償権を行使することができる(第4の4(1)aイ、ロ、b③、(2)a①参照)。

(後注3) 登録保証人は「弁済をするについて正当な利益を有する者」に該当するから、登録保証人が弁済した場合には、法定代位により、弁済を受けた者が有する電子登録債権や当該電子登録債権を被担保債権とする担保権を取得する(民法500条)。

特別求償権は、保証人の求償権の特殊なものであるから、登録保証人は、自己の権利に基づいて求償することができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができることとなる(民法501条)。

したがって、登録保証人が弁済をしたにもかかわらず、支払等登録をしていない場合には、特別求償権を行使することができないから、代位した電子登録債権を行使することもできないことになる。

(第5関係後注) 譲渡人の担保責任は、発生登録における債務者の支払を担保するものであるところ、登録保証に独立性を認めることにより、担保責任は、譲渡人が発生登録における債務者を登録保証することによってまかなうことができるため、手形における担保責任(遡求義務)のような規律は設けないものとする。

第6 登録事項の変更

(前注) 登録事項の変更には、登録の申請に過誤があった場合、当事者が電子登録債権の内容を変更する旨の合意をした場合、商号変更等により当事者の属

性が変更された場合、電子登録債権又はこれに係る債務について一般承継が生じた場合等いかなる原因であるかにかかわらず、登録原簿に記録された事項を変更する場合をすべて含む。

また、登録事項の変更については、登録事項が別の内容となる場合のみならず、登録の申請に錯誤があり、登録事項の全部又は一部が削除される場合も含まれる。

1 意思表示による電子登録債権の内容の変更の要件

意思表示による電子登録債権の内容の変更は、当該意思表示に加えて、変更登録をしなければその効力を生じないものとする。

2 変更登録手続

(1) 申請権者

a. 原則

イ. 特定の登録の当事者及び当該登録について登録原簿上の利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、当該登録の変更登録の申請をすることができるものとする。

ロ. 申請権者が2人以上あるときは、イの申請は、全員でしなければならないものとする。

b. 改名等の場合の取扱い

アの口にかかわらず、登録原簿に記録された者の改名、住所変更等による氏名若しくは名称又は住所についての変更登録は、その者が単独で申請をすることができるものとする。他の者の権利義務に影響がないことが明らかな事項であって管理機関が業務規程で定めるものの変更登録についても同様とするものとする。

c. 一般承継が生じた場合の取扱い

イ. 電子登録債権に係る債務の債務者又は債権者等として登録された者に一般承継があった場合には、アの口にかかわらず、一般承継人は、単独で自己を債務者又は債権者等とする旨の変更登録の申請をすることができるものとする。

□. 共同相続

[A案] 相続人が2人以上あるときは、各相続人は、単独で変更登録の申請をすることができるものとする。

[B案] 相続人が2人以上あるときは、変更登録の申請は、相続人が全員でしなければならないものとする。

[C案] 債務者の相続人が2人以上あるときは、各相続人は単独で変更登録の申請をすることができるが、債権者の相続人が2人以上あるときは、相続人が全員で変更登録の申請をしなければならないものとする。

(注) 電子登録債権又はこれに係る債務について一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人は、変更登録をしなくとも、当該債権又は債務を承継することとの関係で、共同相続の場合における変更登録の申請権者については、承継された債権又は債務の性質（第2の2(1)a③の注及び⑤の注参照）と関連させつつ、なお検討する。

ハ. 一般承継人の変更登録と譲渡登録の申請の関係

債権者の一般承継人は、被承継人の氏名等を一般承継人の氏名等に変更する旨の変更登録をすることなく、譲渡登録の申請をすることができるものとする。

(注) 債権者の一般承継人が一般承継により取得した電子登録債権の支払等登録をしようとするときも、当該一般承継人名義への変更登録を経ることなく支払等登録の申請をすることができるものとする。

(2)当事者の申請

変更登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

- ①電子登録債権の番号
- ②変更の対象となる登録事項の特定に必要な事項
- ③②の記録を変更する旨
- ④変更後の内容（登録事項を削除するときは、削除する旨）
- ⑤申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ⑥代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住

所並びに代理人が法人であるときは代表者の氏名

⑦管理機関が業務規程で定める事項

(3) 管理機関による登録

管理機関は、変更登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

①当事者が申請した(2)の②から④までに掲げる事項

②(2)の⑦の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

③登録日

3 登録事項の変更の瑕疵

(前注) 変更登録の申請をすべき者的一部の申請がないにもかかわらず変更登録がされた場合、変更登録の申請をした者的一部の申請に係る意思表示が無効又は取り消された場合、当該申請が無権代理人等によって行われて表見代理等が成立しない場合、変更権限のない者が変更登録をした場合、変更登録をすることなく登録事項が変更された場合（いわゆる変造）等、登録事項の変更の要件を充たさずに変更が行われることを「変更の瑕疵」という。

(1) 変更前に債務を負担した者の責任

変更の瑕疵がある場合には、その変更がされる前に債務を負担した者は、変更前の登録内容に従って責任を負うものとする。ただし、変更登録の有効な申請をした者の間においては、当該申請をした債務者は、変更後の登録内容に従って責任を負うものとする。

(2) 変更後に債務を負担した者の責任

変更の瑕疵があっても、その変更がされた後に当該電子登録債権について債務を負担した者は、変更後の登録内容に従って責任を負うものとする。

第7 その他

1 質権

(1) 質権の設定方法

電子登録債権の質入れは、当該電子登録債権の登録原簿に質権を設定する旨の登録（以下「質権設定登録」という。）をしなければ、その効力を生じないものとする。

(2) 質権設定登録手続

a. 当事者の申請

質権設定登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

- ①質権を設定する電子登録債権の番号
- ②質権を設定する旨
- ③質権者の氏名又は名称及び住所
- ④被担保債権の債務者の氏名若しくは名称及び住所、被担保債権額その他被担保債権の特定に関する事項（質権が根質権であるときは、被担保債権の範囲及び極度額）

（注）「極度額」を必要的申請事項・登録事項としているのは、後順位質権の設定登録も原則として認めること（(3)の注2参照）を前提とするものであって、包括根質を電子登録債権については認めないことを意味するものであるが、その当否については、後順位質権の設定登録を認めることの当否の問題と併せて、なお検討する。

- ⑤申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ⑥代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- ⑦管理機関が業務規程で定める事項

b. 法定の任意的申請事項

質権設定登録の申請の当事者は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、質権設定登録の申請において、aに掲げる事項のほか、質権が質権者を受託者

とする信託財産となる場合には、信託財産である旨の記録を求めることができるものとする。ただし、発生登録をした者の申請により発生登録に別段の定めが記録されている場合は、この限りでないものとする。

c. 法定外の任意的申請事項

質権設定登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、質権設定登録の申請において、aに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

d. 管理機関による登録

管理機関は、質権設定登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

- ①当事者が申請したaの②から④まで、b及びcに掲げる事項
- ②aの⑦の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

③登録日

(注) 管理機関は、業務規程により質権設定登録の申請の禁止をすることができる（第1の4(3)参照）。

(3) 質権設定登録の効力

質権設定登録にも権利推定効、善意取得及び人的抗弁の切断を認めるものとする。

(注1) 電子登録債権を目的とする質権には、この試案に別段の定めがない限り、民法の債権質の規定が適用される。

(注2) 質権設定登録がされたとしても、質権設定者は、譲渡登録の申請や、後順位質権について質権設定登録の申請をすることができる（ただし、業務規程や発生登録において、質権設定者による譲渡登録等の申請を禁止又は制限することは可能である。）ものとして整理しているが、これらの申請をすることを認める必要があるのかどうかについては、なお検討する。

(4) 転質等

転質、質権の移転等について、所要の規定を整備するものとする。

2 信託

(1) 電子登録債権については、信託財産に属する旨を登録原簿に登録しなければ、当該電子登録債権が信託財産に属することを第三者に対抗することができないものとする。

(2) 登録手続

信託の登録は、発生登録、譲渡登録又は質権設定登録であって受託者が債権者又は質権者として記録されているものにおいて、信託財産に属する旨を記録することにより行うものとする。

3 登録原簿等の開示

(1) 登録事項についての開示

a. 次に掲げる者は、管理機関に対し、当該管理機関が業務規程で定める手数料を納付して、電子登録債権につき登録原簿に記録されている事項の閲覧又は当該事項の全部若しくは一部の証明をした書面若しくは電磁的記録（以下「証明書等」という。）の提供を請求することができるものとする。ただし、その者が当該事項を利益を得て第三者に通報するために請求を行ったときその他登録原簿に記録された者の利益を害するおそれがあるときは、この限りでないものとする。

①自己の氏名又は名称が、いずれかの登録の当事者として登録原簿に登録されている者

②これらの者の財産の管理及び処分をする権限を有する者

③管理機関が業務規程で定める者

b. 管理機関は、業務規程で定めることにより、aの③に掲げる者に対するaの請求による開示の範囲を限定することができるものとする。

c. 管理機関は、業務規程で定めることにより、法定外の任意的登録事項につい

ての開示の範囲を限定することができるものとする。

d. b 又は c により開示の範囲を限定した場合において、登録原簿に記録されている事項で開示をしないものが生ずるときは、登録事項の証明書等の提供の場合にあっては開示をしない事項のあることを当該証明書等に記録し、閲覧の場合にあっては当該事実を閲覧者に告げなければならないものとする。

(注) c による開示の範囲の限定のほかに、b による開示の範囲の限定をする必要性と合理性があるのかどうか（a の③に掲げる者について、必要的登録事項又は法定の任意的登録事項の全部又は一部を開示しないこととする必要性と合理性があるか）について、なお検討する。

(2) 申請に関する書面等についての開示

登録の申請において申請者として表示された者は、管理機関に対し、当該管理機関が業務規程で定める手数料を納付して、当該申請に関する書面（電磁的記録を含み、添付情報を含む。）の閲覧又はその謄本若しくは抄本（申請に関する情報が電磁的記録に記録されているときは、記録された情報の内容の全部又は一部を証明した書面又は電磁的記録）の提供を請求することができるものとする。当該申請につき利害関係を有する者についても、正当な理由があるときは、同様とするものとする。

(注) 申請に関する書面等についての開示請求権者の範囲及び開示請求の要件については、なお検討する。

(3) 閲覧の方法

登録原簿の閲覧及び申請に関する情報が電磁的記録に記録されている場合における当該情報の閲覧の方法は、記録されている事項を紙面に出力して表示する方法又は映像面に表示する方法の双方又はいずれかであって管理機関が業務規程で定めるものとする。

(4) 登録原簿の登録内容の保存等

管理機関は、ある電子登録債権について、すべての登録について支払等登録

又は登録事項を削除する変更登録がされた後一定期間、登録原簿の登録内容を保存しなければならないものとする。

(注)「一定期間」としてどの程度の期間が相当かについては、管理機関に対する監督の観点からの検討もされるものと考えられる。

4 電子登録債権に関する差押え等

電子登録債権に関する強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、競売並びに没収保全（以下「差押え等」という。）に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定め、差押え等その他の処分の制限がされた場合の登録に関し必要な事項は、法律又は政省令において所要の規定を整備するものとする。

(後注) 手形訴訟類似の簡易な訴訟制度は、設けないものとする。

5 その他

以上のほか、罰則その他所要の規定を整備するものとする。

三 電子登録債権法制に関する中間試案に対する意見

1. 電子登録債権に関する中間試案（以下、「中間試案」とよぶ）第1の2(1)について

【意見】

[A-1案]が妥当であると考える。ただし、原因債権の債権者及び債務者の電子登録債権を発生させるという合意、又は電子登録債権の債権者とその債権の譲受人との間における譲渡の合意がまず存在しなくてはならず、その結果として、これらの当事者が電子登録債権を管理機関に登録でき、電子登録債権の発生又は同債権の譲渡の効力が生じるということを明示すべきである。

【理由】

電子登録債権は、原因債権よりもはるかに流通性を重視した（人的抗弁の切断及び善意取得の容認など）（中間試案第3の4(2)及び(3)aを参照）原因債権

とは異なる金銭債権であり、このことは、中間試案第1の1における、「電子登録債権（仮称）は、①電子登録債権を発生させる原因となった法律関係に基づく債権とは別個の金銭債権であって」という記載からも明らかである。したがって、私的自治の原則から、原因債権とは別個の債権を新たに発生させるためには、原因債権の債権者と債務者の合意が何よりもまず存在しなければならず、効力発生要件として登録を法定するも、それは、上記の合意が生じた後に具備されるものである。この点に関し、[A-1案]の「電子登録債権の発生・譲渡の効力が生ずるには、管理機関による登録の他、当事者間の契約及び当事者による登録の申請が要件となるものとする。」という表現では、電子登録債権の発生の効力は、まず、原因債権の債権者及び債務者が登録手続きを行い、債権者及び債務者の合意が登録後具備されても発生することになってしまうおそれがある。これでは、上記当事者の方の意思に適合しないこととなりかねない。このような考え方を採用するのであれば、電子登録債権の発生・譲渡につき、原因債権の債権者及び債務者による電子登録債権の発生登録申請及び発生登録、又は電子登録債権の債権者と譲受人による電子登録債権の譲渡登録申請及び譲渡登録のみを効力発生要件とし、これらの当事者の合意を効力発生要件としない見解である、[B-1案]及び[B-2案]は、採りえないことになる。

なお、上記当事者間の合意は上記当事者が共同で登録申請をすることによって、その内容の真正が担保され、一方当事者又は上記当事者とは異なるが合意に反して有利な発生登録又は譲渡登録をすることが防止されうる。また、当事者以外の無権利者が電子登録債権を発生させこれを譲渡し、不当な利益を図ることも防止できるものと考えられる。ただし、電子登録債権の発生登録又は譲渡登録の上記当事者一方の代理登録申請は、認められるべきではない。なぜならば、その一方当事者に有利であって、他方当事者に不利である譲渡登録申請がなされる恐れがあるからである。それゆえ、[A-2案]は採りえない。

2. 中間試案第1の2(1)の（注2）について

【意見】

共同申請には、「当事者の一方が管理機関宛に送信した申請書ファイルに当事

者双方の電子署名がされているもの」も含まれるとされているが、当事者双方の電子署名をどのようにするのか、その方法について明文の規定をおくべきである。

3. 中間試案第1の2(2)aについて

【意見】

中間試案に反対する。

【理由】

中間試案は、電子登録債権発生契約に心裡留保若しくは錯誤、又は詐欺若しくは強迫がある場合においても、第三者（たとえば、電子登録債権の譲受人）がこれについて善意かつ無重過失であるときは、電子登録債権の発生当時の当事者は、無効又は取消しをその第三者に対抗できないとしている。しかし、たとえば、心裡留保と強迫とを比較すれば、前者には明らかに表意者に帰責性があり、流通性の観点から、第三者の主觀的要件を善意・無重過失としてもよいものと思われるが、後者には帰責性が乏しく、表意者を保護する必要性が前者より高い。つまり、後者の場合には、第三者の主觀的要件を善意・無重過失とするのでは、前者とのバランスがとれない。したがって、表意者の帰責性の程度と流通性の確保の観点から、意思表示の瑕疵の第三者効については弾力的運用がなされるべきである。したがって、この第三者効については、それぞれの類型ごとに、民法の規定によって有無を決すべきであると思われる。

4. 中間試案第1の3（注2）について

【意見】

以下の3つの意見が出された。

I. 【意見A】

この意見は、中間試案における、①「一定の原因関係に基づいて電子登録債権を発生させる場合に、原因関係上の債権（原因債権）が消滅するかどうか」については、電子登録債権法制に関する中間試案の補足説明（以下、「補足説明」とよぶ）19頁にもあるように、「当事者がどのような目的で電子登録債権を発

生・譲渡させるかによるものであること等の理由により、電子登録債権の発生・譲渡等の当事者の意思によって定まるべきものである」と主張するものである。すなわち、原因債権を消滅させるという当事者の意思が明らかでない限りは、電子登録債権と原因債権は併存するものと推定すべきであると解する。その理由は、次のとおりである。たとえば、原因債権に担保権が付着している場合において、電子登録債権の発生により原因債権が消滅することになると、原因債権に付着した担保権も附從性により消滅することになるため、債権者にとって不利益になってしまうからである。また、電子登録債権の消滅時効が3年であることに鑑みれば（中間試案第4の5(3)参照）、原因債権の消滅時効がそれよりも長い場合は、電子登録債権の発生により、原因債権が消滅することになると、やはり債権者に不利益になってしまうからである。

次に、〔意見A〕は、中間試案における、②「原因債権と電子登録債権が併存する場合に、いずれを先に行使すべきか」については、当事者の意思によって決せられるべきであると主張する。これに対し、当事者の意思が不明である場合には、両債権のいずれを先に行使すべきかは、なお検討すべきであると主張する。

なお、〔意見A〕は、電子登録債権と原因債権が併存する場合において、電子登録債権又は原因債権のいずれかを行使して、電子登録債権又は原因債権の債権者が債務者から弁済を受けた場合には、債務者が電子登録債権又は原因債権のうち行使されなかった債権について二重弁済の危険を負わないように配慮する規定を設けるべきであるとする。

II. 〔意見B〕

〔意見B〕は、中間試案における、①「一定の原因関係に基づいて電子登録債権を発生させる場合に、原因関係上の債権（原因債権）が消滅するかどうか」について、電子登録債権発生時の債権者及び債務者の意思に委ねるべきではなく、電子登録債権の発生にかかわらず、原因債権は必ず存在し続けるとするというものである。未だ電子登録債権が発生していない段階において、すなわち原因債権のみが存在する場合において、債権者が指名債権である原因債権を譲受人に譲渡したが、譲受人が債務者以外の第三者に対する対抗要件（民法467条

2項）を具備していないとき（たとえば、譲渡から2日後に債務者に対する対抗要件を具備することになっていたというようなとき）は、譲受人が債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備して確定的に譲渡債権を取得するまでは、譲渡人は、何重にも同一債権を譲渡できるところ（民法466条1項本文は、譲渡人が同一指名債権を多重に譲渡することを禁じていない）、譲渡債権は不完全ながら譲渡人に帰属していることになる。そうすると、譲渡人は、債務者に対して（不完全ながら）指名債権を有していることになるから、この指名債権を債務者と合意した上で、債務者と登録申請手続きを行い、電子登録債権とすることができます。そして、その電子登録債権を別の譲受人に譲渡登録をすることによって譲渡することができる。ここで、譲渡人が電子登録債権発生させる際に債務者との合意によって原因債権を消滅させることができるとすると、指名債権の譲受人は、二度と当該指名債権を譲渡人から取得することができない一方、電子登録債権の譲受人は、有効に電子登録債権を取得し、債務者から同債権を回収することができるようになる。これは、別の法制度を利用した抜け駆け的な債権譲渡を肯定することになり、原因債権である指名債権の譲受人と電子登録債権の譲受人との間における公平を欠くことになる。指名債権の多重譲渡の場合における優劣は、あくまでも指名債権が存在している状態で決定されるものである。したがって、このようなケースが想定される以上、電子登録債権の発生の時点で原因債権が消滅するかどうかは、電子登録債権の当事者の意思によって決せられるべきではなく、電子登録債権法制上、当事者の意思にかかわりなく、原因債権が存続するとされるべきである。

次に、中間試案における、②「原因債権と電子登録債権が併存する場合に、いずれを先に行使すべきか」については（〔意見B〕においては、必ず原因債権と電子登録債権が併存するが、それはひとまずおくとしても）、〔意見B〕は、原因債権が電子登録債権に優先して行使されるべきであるとする（ただし、例外はあるとする（本意見書三の28参照）。）。ここでも、電子登録債権発生時の当事者の意思は、排除されることになる。電子登録債権が原因債権よりも優先的に行使されるべきものであるとすると、結局のところ、上述した別の法制度を利用した抜け駆け的な債権譲渡を肯定することになり、原因債権である指名債

権の譲受人・電子登録債権の譲受人間の公平を害することになる。なお、原因債権が電子登録債権に優先して債務者に対して行使されるとしても、債務者に二重弁済の危険を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反するから、このような危険を除去する債務者保護規定を設けるべきである。

III. [意見C]

[意見C]は、[意見B]を踏まえて、電子登録債権譲渡と民法における指名債権譲渡、及び動産及び債権の譲渡に関する民法の特例等に関する法律を利用した指名債権譲渡との調整規定を設けるべきであるというものである。

5. 中間試案第1の4について

I. (1) cについて

【意見】

電子登録債権の共同登録申請の方法を書面又は電子メールによるべきものとし、同一の電子登録債権に関して複数の登録申請があった場合（特に、複数の電子登録債権譲渡登録の申請があった場合）、登録申請の先後関係が確実に決定され、電子登録債権をめぐる権利義務関係は可及的速やかに確定されるべきである。

なお、インターネット上の申請については、サーバーにCPUが複数搭載されている場合には、電子登録債権の多重譲渡の場合、同時に申請がなされることも考えられ、電子登録債権の新債権者を決定できない恐れがあるため、採用すべきではない。

II. (5)について

【意見】

管理機関が不実の登録について損害賠償責任を負うかどうかの前提として、不実の登録がなされた場合に、どのような損害が電子登録債権の当事者に生じるのか、その損害の内容を明らかにする必要がある。なぜならば、不実の登録がなされていても、電子登録債権当事者は、不実の登録を訂正することができるからである（中間試案第1の4(2)を参照）。

なお、不実の登録がなされ、電子登録債権の当事者に損害が発生した場合に、

管理機関に無過失の損害賠償責任を負わせるべきかについては、ハッキングにおける不実の登録の問題を勘案し、以下の2つの意見を述べて結論を留保する。

【意見A】

近時のハッカーの技術の向上に鑑みれば、管理機関が真正な登録を保存し続けることは、いかなるセキュリティシステムをもってしても困難であるため、セキュリティシステムに関して管理機関自体に過失があった場合に限定して、不実の登録がハッキングによってなされたときに、電子登録債権の当事者の損害賠償請求を認めるべきである。これによれば、中間試案第1の4(5)本文について、「ただし、管理機関がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りではないものとする。」という文言を追加すべきである。なお、「ただし、管理機関が不可抗力によることを証明した場合は、この限りではない。」という文言は、管理機関がハッキングによる不実の登録がなされた場合にも責任を負うことを原則としていることを意味するから、上述の趣旨にそぐわず、採るべきではない。

【意見B】

ハッキングによる不実の登録がなされた場合であっても、電子登録債権の流通を促すためには、まず安全に真正な登録がなされることが要求される。したがって、管理機関は、その担保として、ハッキングによる不実の登録に関する無過失責任を負うと解すべきである。

III. (6)について

【意見】

申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の責任については、[B案]を支持する。

【理由】

電子登録債権の登録申請の方法は、登録申請の基礎となる契約を締結した当事者の双方が書面又は電子署名の付いた電子メールでなされるところ、申立権限のない者の申請に基づき管理機関が登録をすることなど、およそ考えられるところではない。このようなケースは、管理機関における登録手続き上の過失を推定させるものである。したがって、[B案]を支持する。なお、管理機関が

電子登録債権に係る当事者に賠償するべき損害の内容について、これを明らかにする必要がある。中間試案第1の4(2)により、不実の登録の訂正をすることができるからである。

6. 中間試案第2の1について

【意見】

中間試案に反対する。中間試案第2の1については、以下のような文言に改められるべきである。

「電子登録債権は、当事者間の契約に基づき、共同申請による発生登録をすることによって発生する。」

【理由】

電子登録債権は原因債権とは無因の別個の債権であるから、電子登録債権を発生させることは、原因債権の債権者及び債務者にとっては、新たな債権を創出することと同じである。したがって、私的自治の原則により、新たな電子登録債権をめぐる権利義務関係の創出にあたっては（電子登録債権の創出にあたっては）、原因債権の債権者・債務者間の電子登録債権発生契約が必要である。したがって、電子登録債権が発生するためには、まず、原因債権の債権者・債務者間の契約の存在が前提となり、その次に電子登録が続くとされるべきであって、法律の規定上もそのニュアンスを明らかにすべきである。要するに、電子登録債権発生契約と登録の先後関係を明確にすべきであると考える。

7. 中間試案第2の2(1)aについて

I. ③について

【意見】

ある電子登録債権について、複数の債務者が連帯債務を負っている場合において、その支払方法について（中間試案第2の2(1)b①において法定の任意的申請事項とされている）、持参債務ではなく（民法484条の規定により、金銭債務は持参債務であることが原則である）、取立債務として登録がなされたときは、電子登録債権の債権者が1人の連帯債務者に履行請求をすると、その効力

が他の連帯債務者にも及ぶため（民法434条）、直接債権者から履行請求を受けなかった連帯債務者は、履行遅滞に陥る恐れがある。電子登録債権は、これを流通させることにより債権者サイドの利益を図っているものであるから、このような局面においては、法制度上、債務者サイドとの公平（バランス）から債務者保護を図るべきである。具体的な方策として、民法434条を排除する規定を置くことはできないか、といったことが考えられる。

II. ⑤の（注）について

【意見】

[B案]を支持する。

【理由】

共同相続の場合、原則的には相続人に相続分があるので、共同相続人間では意思表示による可分債権となり、⑤に従えば債権者ごとの電子登録債権の金額を必要的申請事項として登録することになる。しかし、共同相続人間の遺産分割協議が何らかの瑕疵によって再度なされると、管理機関は、登録事項を申請により変更しなければならなくなり（中間試案第6の2(3)参照）、ある相続人からの可分債権の譲受人や債務者に不測の損害をもたらし、登録の公示としての機能不全を生じさせる結果ともなりかねない。そこで、原因債権を共同相続し、これを電子登録債権として登録する場合には、対外的には不可分債権として登録されることとし、共同相続人は、対内的に相続分に応じた利益を享受すればよいものと考える。

III. ⑥及び⑥の（注）について

【意見】

支払期日（確定日）が休日である場合の取扱いについて、明文で規定される必要がある。債務者が履行遅滞の責任を負うかどうかという、債務者の利益に関係するからである。この点、手形法72条1項1文のような規定を置くべきである。

IV. ⑨及び⑨の（注）について

イ) ⑨について

【意見】

「管理機関が業務規定で定める事項」を明文上明確にすべきである。また、この事項については、管理機関ごとにその範囲が異なるようであるが（補足説明35頁）、管理機関によって広い範囲でこの事項を登録することになると、登録について開示されたとしても中間試案第7の3参照）、証券上一目瞭然に権利の内容が分かるような手形より、かえって電子登録債権の流通性は阻害されるのではないか。

口) ⑨の（注）について

【意見】

債務者が特定できる将来債権が原因債権である場合において、これを電子登録債権として登録できるかどうかにつき、このような電子登録債権の登録が「必要的発生登録事項の一部補充を債権者に委ねる、白地手形類似のもの」として認められないのかどうか、なお検討すべきである。なお、かかる電子登録債権は、中間試案第2の2(1)aの①及び⑥について登録をすることができないが、その補充を登録変更という形式をとつて債務者及び債権者双方によってすることができる（中間試案第6の1参照）に留意すべきである。

8. 中間試案第3の2について

I. 本文について

【意見】

[A案]を支持する。

【理由】

民法上の債権については、全面的な譲渡禁止特約を付することができるが（民法466条2項本文）、これについては、経済的強者である債務者（たとえば、金融機関）が経済的弱者である債権者に強制的に全面的譲渡禁止特約を設定させてきた経緯がある。これは、私的自治の原則に抵触するものであり、債権の流通性を阻害するものである（補足説明43頁参照）。民法上の債権よりも極めて流通性の高い電子登録債権については、全面的な譲渡禁止特約は、排除されてしまうべきである。ただし、[A案]を支持するとしても、部分的な譲渡禁止特約（一部譲渡禁止特約）の内容とその範囲について、明文において明確にされる

必要がある。

II. (注2)について

【意見】

基本的に中間試案に賛成する。

【理由】

(注2)は、管理機関が業務規定で定める範囲内において、部分的な譲渡禁止特約（一部譲渡禁止特約）を認めるとし、その範囲の例として、電子登録債権の譲渡の相手方、譲渡回数又は譲渡期間の制限等を挙げているが、これらは、債務者と債権者共同の電子登録債権の発生登録申請によって法定の任意的申請事項として登録をすることができるから（補足説明43頁参照）、第三者に不測の損害をもたらすことではなく、流通性を阻害するものではないといえ、肯定できるものと考える。ただし、部分的な譲渡禁止特約の範囲を管理機関が業務規程で定める範囲内とすることについては、その範囲を（注2）や補足説明43頁が示すように極めて限定的なものとしなければ、結局全面的譲渡禁止特約を実質的に認めることになってしまうのではないかという懸念がある。

9. 中間試案第3の4(3)bについて

【意見】

これについては、[A案]を支持する意見と[B案]を支持する意見の双方があった。以下、[A案]を支持する意見、[B案]を支持する意見とを区別して、それぞれその支持の理由を述べる。

【理由】

I. [A案]を支持する意見

登録原簿に登録されていなくても、電子登録債権の譲受人が人的抗弁を同債権の支払期日に債務者が主張することについて認識して、同債権を譲渡人から取得した場合は、その人的抗弁を譲受人に対抗することを債務者に許容したとしても、流通性の確保の観点から問題はない。

II. [B案]を支持する意見

[A案]のように、電子登録債権の譲受人が同債権の支払期日に債務者が人的

抗弁を主張することが確実であると認識していたかどうかは、全面的に譲受人の内心（主觀）に係るところがであり、登録原簿に登録されている人的抗弁以外の人的抗弁を譲受人に対抗することを債務者に許容すると、上記事実について認識していない譲受人に不測の損害を与え、電子登録債権の流通性の確保に重大な支障をきたす。

ただし、電子登録債権が原債権者に戻譲渡された場合には、電子登録債権の債務者は、登録の有無にかかわらず、人的抗弁を原債権者に対抗できる。この場合には、譲受人（原債権者）は、登録されていない人的抗弁についても、債務者が支払期日に譲受人（原債権者）に主張することが確実であることを認識している。したがって、債務者に譲受人（原債権者）に対する人的抗弁の対抗を許容したとしても、譲受人（原債権者）には不測の損害は生じることはなく、流通性の確保の点から譲受人（原債権者）を保護する必要がないからである。

なお、登録原簿に登録されている人的抗弁について、この人的抗弁が登録原簿にいかなる事項として登録されるべきなのかを明確にする必要がある（補足説明51頁参照）。

10. 中間試案第3の4(4)について

I. 人的抗弁の切断規定の適用排除について

【意見】

中間試案に基本的に賛成する。

【理由】

電子登録債権に係る債務の債務者が消費者である場合において、人的抗弁の切断がないとすべきことについては、消費者保護と法律知識の量の差を是正するという公平の観点から賛成する。ただし、このことは、電子登録債権の債務者が消費者、同債権の債権者が事業者である場合に限定して、消費者に人的抗弁の接続を認めるというものである。

II. 善意取得の規定の適用排除について

【意見】

結論的には中間試案に賛成するが、そもそも善意取得の規定が適用される範

囲（場面）を補足説明のように広く解することには疑問がある。

【理由】

中間試案によれば、「電子登録債権の譲渡人が消費者である場合であって、当該譲渡人に係る譲渡登録が権利移転の効力を有しないときは、善意取得の規定の適用はない」となっている。ここでいう「当該譲渡人に係る譲渡登録が権利移転の効力を有しないとき」とは、補足説明52頁によれば、「(i) 譲渡登録の申請が意思の不存在・意思表示の瑕疵によって無効又は取り消されたとき、(ii) 無権代理によって本人に効果が帰属しないとき、(iii) 譲渡人が譲渡登録の申請をしていないにもかかわらず譲渡登録がされたとき等」であるとされる。しかし、譲渡登録申請行為の瑕疵が広く善意取得によって治癒されると解することには疑問がある。すなわち、(i)については、民法の意思の欠缺・意思表示の瑕疵（民法93-96条）によって律せられると解するのが論理的であるというべきであり、善意取得ということは、問題となりえない。次に、(ii)については、民法の代理制度（無権代理）の問題であって、譲受人の保護は表見代理により図られるべきであるので、これもまた、善意取得が問題となる場面ではない。さらに、(iii)についても、無権代理類似の問題といえるのであり、善意取得が問題になることはない。

そもそも、この電子登録債権の善意取得が適用される範囲についての検討は、消費者保護の箇所でなされるべきではなく、善意取得一般について述べられている箇所（中間試案第3の4(2)、補足説明49頁）においてなされるべきであると考える。

11. 中間試案第3の4(5)について

【意見】

[B案]を支持する。

【理由】

[B案]を支持する理由としては、以下の二つのものが挙げられた。

一番目の理由としては、支払期日後に電子登録債権の譲り受けを受け、譲渡登録をした者は支払期日に既に債務者が譲渡人に支払をして支払等登録がなさ

れたと予期しうるので、流通性の観点からこのような譲受人を保護する必要はなく、したがって、人的抗弁の切断及び善意取得の規定は適用されないということが挙げられる。

二番目の理由としては、支払期日後の電子登録債権は流通段階ではなく行使の段階に入っているため、流通性を確保するための法制度である、人的抗弁の切断や善意取得の規定は、適用されるべきではないということが挙げられる。

12. 中間試案第4の1について

I. 中間試案第4の1及び（注1）について

【意見】

電子登録債権の支払期日における支払方法につき、当事者が取立債務にするというように合意した場合において、債務者が連帶債務を負担しているときは、債権者からの履行請求がなされた1人の連帶債務者と異なる連帶債務者が履行遅滞の責任を負わないように配慮すべきである。

【理由】

中間試案第4の1においては、電子登録債権の支払期日における支払方法は、電子登録債権を発生させる債務者と債権者との合意によって定まり、中間試案第4の1（注1）では、この合意を発生登録において法定の任意的申請事項として登録すれば（中間試案9頁）、その登録がなされていない場合は、民法484条等の持参債務の規定が適用されることになる。したがって、法制度上の組み立てからすると、電子登録債権の支払期日における支払方法は、持参債務（民法484条等）が原則であるが、当事者間でこれとは異なる支払方法を決定し、これを登録すれば、例外として持参債務によらないことになる。

問題は、当事者が支払期日における支払方法としてこれを取立債務とする合意をして、これを登録した場合において、当該電子登録債権につき複数の債務者が存在し、連帶債務を債権者に対して負担しているときである。本意見書の三7のIと重複するが、債権者が支払期日に連帶債務者の1人に履行請求をした場合、その他の連帶債務者は、債権者の履行請求があったことを知らなくても、履行遅滞に陥ってしまう（民法434条）。電子登録債権はその流通性を非常

に重視し、債権者側の利益を最大化しようとするものであるが、このような結果は債権者・債務者間の公平に反する。したがって、このように流通性を重視する電子登録債権にあっては、民法434条の規定を排除する条文を置くべきである。

なお、電子登録債権の支払期日における支払方法について当事者が取立債務ということで合意をしていたが、登録をしていなかった場合、及び当事者間で取立債務とは異なる合意がされていたが、登録がなされていない場合においては、上記の危惧は不要なものとなる。なぜならば、(注1)において、この場合には持参債務になると規定されているからである。持参債務であれば債務者側にイニシアチブがあるため、債務者に不測の損害が及ぶことはない。

II. 中間試案第4の1(注2)について

【意見】

中間試案が電子登録債権法制につき手形における遡求義務といった制度を設けていないことを前提とすると、中間試案の立場は正当であると解する。

【理由】

中間試案が電子登録債権法制につき手形における遡求義務といった制度を設けていないことを前提とすると、中間試案に賛成せざるを得ない。手形法は、所持人は一部支払を拒めないと規定しているが(手形法39条2項)、その趣旨は、遡求義務者が過度な担保責任を負うことがないようにするためにあると解されている。これに対し、電子登録債権について遡求義務のような制度を設けないのであれば、手形の場合のように一部支払を認める必要性はないと思われるからである。したがって、電子登録債権の債権者は、民法の原則どおり、債務者の一部支払を拒絶することも可能である。

ただし、本意見書は、中間試案第5(第5関係後注)について、電子登録債権の流通性をさらに充実する観点から反対であり、この反対意見が採用されるならば上記意見に関しても中間試案に反対する方向に転じることを留保する。

III. 中間試案第4の1(注3)について

【意見】

中間試案に反対する。手形法40条1項及び2項のような規定を置くべきであ

る。

【理由】

支払期日前の支払によって電子登録債権を消滅させることは、支払期日到来（行使時期の到来）まで同債権を流通させ、流通性の最大化を図るという方向性に逆行することになるからである。

13. 中間試案第4の2について

【意見】

中間試案第4の2については、[A案]を支持する意見と[B案]を支持する意見が出されたので、以下、それぞれの意見について理由を併記する。

【理由】

I. [A案]を支持する意見について

中間試案第4の2は、ある者が譲渡登録や質権設定登録において登録されている譲受人又は質権者の氏名を自己の氏名に変造し、債務者に電子登録債権の履行を請求した場合において、債務者が無権利者たるその表見譲受人又は表見質権者において支払をしたときに、その支払の効力を問題とするものである。このような変造が債務者の責任によるものではないことから考えると、かかるケースにおいて債務者に真正な債権者又は真正な質権者に対して二重弁済をさせることは妥当ではない。しかし、債務者が悪意・重過失の場合にまで、債務者を保護する必要はないというべきである。

さらに、補足説明56頁は、「悪意とは、債権者として登録されている者が無権利者であることを知り、かつ、そのことを立証することができる確実な証拠を持っていながら故意に支払うことをいい、重大な過失とは、わずかな注意義務を尽くしたならば、債権者として登録されている者が無権利者であることを知ることができ、かつ、そのことを立証すべき確実な証拠方法も取得することができたにもかかわらず、これを怠ったことをいう」としていることから、債権者として登録されている者が無権利者であることを立証する確実な証拠を持っており、又は、債権者として登録されている者が無権利者であることを立証する確実な証拠方法を取得することができたにもかか

わらずこれを怠った債務者は、容易に無権利者たるその表見譲受人又は表見質権者に対して、弁済を拒めたのである。したがって、やはりこのような債務者に真正な債権者又は真正な質権者からの履行請求を債務者に拒絶させることは、これらの者と債務者との公平の観点から妥当ではない。

II. [B案]を支持する意見について

[B案]を支持する意見は、中間試案第4の2の文言どおりに理解することを前提としたものである。[A案]は、ある者が譲渡登録や質権設定登録において登録されている譲受人又は質権者の氏名を自己の氏名に変造し、債務者に電子登録債権の履行を請求した場合において、債務者が無権利者たるその表見譲受人又は表見質権者において支払をしたときに、債務者がこの表見譲受人又は表見質権者が無権利者であることにつき、悪意・重過失であったならば、債務者が彼らにした支払に効力を認めず、真正な譲受人又は真正な質権者に再度支払をさせる。しかし、債務者が悪意であるかどうかは、究極的には債務者の主觀に関わる問題である。したがって、債務者が[A案]によって真正な譲受人又は真正な質権者からの履行請求を拒むことは難しく、善意・軽過失の債務者であっても、二重弁済の危険を負わなくてはならなくなる。ハッキング等による変造によるものとはいえ、外見的には、真正な譲受人から変造者に電子登録債権を譲渡した、又は、債権者から質権の設定を受けたというようにみえることに注意すべきである。そうであるならば、民法における指名債権譲渡制度又は債権質の規定（特に、民法364条）が参考になると思われる。民法364条が債権質の第三債務者やそれ以外の第三者に対する対抗要件につき民法467条を準用していることに鑑みると、指名債権譲渡は譲渡人・譲受人間の指名債権譲渡契約によってなされるのであるから、これに関係しない債務者にいかなる損害も及んではならない（民法468条2項は、この理念を表明した規定である）。したがって、[A案]のように債務者の主觀を問題にし、結果的に善意の債務者にまで二重弁済という損害を負わせることは、電子登録債権法制においても、上述した債権譲渡の理念から許されるべきではない。したがって、債務者の主觀を問題としない[B案]に賛成する。

14. 中間試案第4の3について

I. 中間試案第4の3(1)について

【意見】

中間試案に反対する。支払等登録を支払の効力（電子登録債権の消滅）の発生要件とすべきである。

【理由】

中間試案によれば、電子登録債権につき債務者が債権者に支払をしたことにより、電子登録債権が債権者・債務者との関係で消滅する。したがって、支払が電子登録債権消滅という効力の発生要件であって、支払等登録は、電子登録債権の消滅という効力の発生要件ではないということになる。しかし、支払等登録を電子登録債権消滅の効力発生要件にすれば、債権者が債務者の支払後に電子登録債権を第三者に譲渡した場合には、支払等登録がある以上、弁済の抗弁は物的抗弁となり、債務者は、譲受人に二重弁済の危険を負うことはない（中間試案第4の3(2)を参照）。さらに、支払等登録を電子登録債権消滅という効力の発生要件とすることによって、債務者もまた、支払後すぐに債権者に支払等登録を承諾するように譲渡人に請求し、譲渡人による第三者への譲渡登録よりも先に支払等登録を受け、又は、支払と引換えに支払等登録について債権者に承諾させ、債権者に譲渡人による第三者への譲渡登録よりも先に支払等登録をさせるように努めると考えられる（なお、中間試案第4の3(3)参照）。

このように、支払等登録を電子登録債権の消滅という効力の発生要件とすることは、債務者に譲受人に対する二重弁済の危険を負わせないということにはかならないが、電子登録債権の譲渡もまた、譲渡人と譲受人との間の電子登録債権譲渡契約と譲渡人と譲受人による譲渡登録によってなされ、債務者が一切関与しないことから、債務者に及ぶ不利益は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の見地から最小化されなければならないという趣旨もあわせもつものである。

ただし、中間試案は、支払を電子登録債権消滅の効力発生要件とはしていない。したがって、本意見書は、中間試案に反対の立場ではあるが、中間試案が上述のような考え方をとっている以上、本意見書も中間試案の後の箇所において

ては、先に述べた反対意見を留保することにする。

II. 中間試案第4の3(2)について

【意見】

ここで人的抗弁になるという「弁済の抗弁」とは、債務不存在の抗弁か、又は譲受人等の第三者からの履行請求を拒むことができるにすぎないという抗弁(支払の抗弁)なのか、その意味を明確にすべきである。

また、中間試案第4の3(2)については、以上の点を留保しつつ、基本的には中間試案に賛成するものの、第三者の主観的要件をめぐって、以下の2つの意見が出された。

〔意見A〕

電子登録債権の譲受人が債務者を害することを知って電子登録債権を取得したときは、債務者は弁済の抗弁を譲受人に対抗することができるとすべきである。債務者は支払登録の申請を債権者に対して請求することができるようにしなかったという点で、債務者の帰責性はきわめて大きいといえる。そこで、譲受人の保護要件として重過失がないことまで要求しなくてもよいと考える。そのため、中間試案のとおり、弁済の抗弁を人的抗弁として扱い、譲受人に対してはそれが原則として切断されるというのが正当であると解する。

〔意見B〕

債務者は支払後、支払を受けた債権者が支払等登録をするように承諾を請求し、又は、支払と引換えに支払等登録をするように承諾でき（以上につき、中間試案第4の3(3)参照）、債権者が支払等登録をしないときは、債務者が判決による同登録ができたにもかかわらず、これを放置していたために、第三者は、電子登録債権は未だ存在していると誤信するのである。いわば、債務者が作出した外觀を信頼して支払期日後の譲受人等が登場しているのである。このように債務者の大きな帰責性によって、電子登録債権につき支払がなされていないという外觀が債務者によって作出された以上、譲受人等の第三者は、民法94条2項の類推適用を受け、善意でありさえすれば、債務者による支払の抗弁を対抗されない（以上、無過失を要求しないことについては、判例に従ったものである）。さらに、善意という主観的要件についても、支払等登録がなされていない

ければ、債務者は電子登録債権につき債権者に支払をしていないと考えるのが通常であるから、譲受人等の第三者は、善意であると考えてよい。それゆえ、試案が人的抗弁の切斷について、譲受人等の第三者に主觀的要件を要求していないことに賛成する。

15. 中間試案第4の4について

I. 中間試案第4の4(1)について

イ) aのイについて

【意見】

「一般承継人」の意味内容を明らかにすべきである。

【理由】

私法上の権利承継のあり方には、「包括承継」又は「特定承継」のいずれかしかなく、「一般承継」という語の意味内容を明らかにするか、又は、上述した既存の用語に置き換えないで、支払等登録手続きにおいて無用な混乱が生じる。

ロ) bについて

【意見】

支払等登録の必要的申請事項である⑨の「管理機関が業務規程で定める事項」の範囲を明らかにして法定すべきである。

【理由】

支払等登録の必要的申請事項である⑨の「管理機関が業務規程で定める事項」については、補足説明62頁にその範囲が例示されている。しかし、管理機関ごとに業務規程が異なることは、大いに予測できるところである。また、管理機関は、債権者等支払登録等申請者に同機関の業務規程を開示する義務を負担していない。したがって、統一した業務規程を定め、それを法定の事項として列挙しなければ、支払等登録の手続きに混乱を招く恐れがある。

ハ) cについて

【意見】

中間試案に以下の2点で疑義がある。

〔疑義1〕

法定外の任意的必要事項についても、管理機関が業務規程で定める範囲内で支払等登録をするとできるとされているが、その業務規程で定める範囲が明らかではなく、管理機関によって異なることも考えられ、さらに、管理機関に業務規程について支払等登録の申請者に開示する義務があるかどうか不明であることも考慮すると、支払等登録申請手続きが円滑に行われない恐れがないかという疑義がある。

〔疑義2〕

補足説明62頁は、法定外の任意的申請事項について、「c. では、業務規程の定める範囲内で、法定外の任意的申請事項を申請することを認めている。具体的には、登録保証人が支払をした事実について支払等登録を行う場合に、当該登録保証人が取得する特別求償権（本試案第5の5参照）を構成することとなる、遅延賠償金や支出した費用で避けることができなかったものを任意的記載事項とすることが考えられる」と述べる。しかし、特別求償権の範囲は、債務者や他の保証人（共同保証の場合）の利害に関することであるから、確実にこれを支払等登録によってこれらの者に公示する必要がある。この観点からすると、補足説明62頁において例示されている、登録保証人の特別求償権の範囲は、法定外の任意的記載事項ではなく、必要的記載事項とされるべきではないかという疑義がある。

II. 中間試案第4の4(2)bについて

【意見】

中間試案に以下のような疑義がある。

〔疑義〕

中間試案は、「管理機関が電子登録債権の支払に係る送金手続きをする場合には、管理機関は、入金手続を終えた後（債権者の支払先口座に入金がされたことを確認した後）、直ちに、当事者の申請によらずに、(1) b ②から⑥までの事項及び登録日を記載しなければならない」と述べる。これと補足説明65頁をあわせて考慮すると、管理機関が金融機関でありうることも当然に想定されているといえる。そうであるならば、管理機関が債務者の取引先の金融機関であった場合、その金融機関が債務者に対して有している原因債権（貸金債権）を電

子登録債権にした場合には、管理機関と債権者が同じであることになる。

このようなことを認めると、特に、支払等登録については、管理機関が支払金額について虚偽の支払等登録申請を行う恐れがないかという疑義がある（中間試案第4の4(1)b③参照）。また、中間試案第1の4(6)において、申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の責任を不法行為責任であるとし、契約責任について考慮していないこと（補足説明29頁参照）とのバランスが問題にならないかという疑義がある。

なお、上述の点に関して、管理機関の定義を明文で規定する必要があると考える。

16. 中間試案第4の5(2)bについて

【意見】

中間試案における、「電子登録債権の発生登録における債務者は、当該電子登録債権を取得した場合であっても、登録保証債務の履行請求権を行使することはできず」の部分（以下、「①の部分」とよぶ）については賛成するが、「また、登録保証人は、自己が登録保証をした電子登録債権を取得した場合であっても、他の保証人に対する登録保証債務の履行請求権（自己が登録保証債務を負担する前に取得したものがあるものを除く。）を行使することはできないものとする。」という部分（以下、「②の部分」とよぶ）については反対する。

【理由】

I. ①の部分について

中間試案第4の5(2)aにおいて述べられているとおり、電子登録債権の債務者がその電子登録債権を債権者から取得したとしても、民法520条本文の混同によってその電子登録債権は、消滅しない。これは、当該電子登録債権を取得した債務者は、それを支払等登録をすることによって消滅させることができるところ、電子登録債権を資金調達等の目的でさらに流通させたいと考えることもあること配慮して、電子登録債権の流通性の確保という観点から、支払等登録がない限りは、当該電子登録債権は民法520条本文によって当然に消滅しないとしたものである。したがって、中間試案第4の5(2)aは、電子登録債権の流通

性という性質を最大限生かそうとするものであり、妥当である。

さて、このように、電子登録債権の債務者がその電子登録債権を債権者から取得した場合において、支払等登録をしない限り、その電子登録債権は、民法520条本文によって消滅しないのであるが、その場合に、その電子登録債権に登録保証人がいるときは、その債務者は、登録保証人に登録保証債務の履行請求ができないとされている。この趣旨は、仮に、債務者が当該電子登録債権の登録保証人に履行請求ができるとすると、登録保証人は債務者に登録保証債務を履行した後、特別求償権を債務者に行使することになり、無駄な金銭の循環（無駄な支払の循環）が生じるためである。これについては、しごくもっともなことであり、異論の余地はない。

II. ②の部分について

電子登録債権に係る債務を保証する登録保証といえども（中間試案第5の（前注1）参照）、中間試案に別段の規定がないかぎり、保証に関する民法の規定が適用される（中間試案第5の（前注2）参照）。このことを前提として、②の部分をみていく。

第一に、登録保証人は自己が登録保証をした電子登録債権を取得した場合であっても他の登録保証人に対する登録保証債務の履行請求権行使することはできないという箇所についてであるが、自己が登録保証をした電子登録債権を取得した登録保証人は混同による支払等登録をすれば、自らを債権者とし、自らを登録保証人とする電子登録債権は消滅し、その登録保証人（実際には、もはや登録保証人ではないが）が他の登録保証人に対する債権者となる。したがって、登録保証債務の独立性については民法の保証制度と異なるとはいえる（中間試案第5の3参照）、民法の同制度からすると、債権者であるその登録保証人は、他の登録保証人に対する履行請求をその者によって拒まれる理由はなく、他の保証人に対する保証登録債務の履行請求をなしうることになる。念のため述べておくと、このことは、ある者が主たる債務者の登録保証人になった後に、自らが保証をしていた電子登録債権を取得した場合に妥当することである。

第二に、中間試案によれば、自己が登録保証債務を負担する前に電子登録債権を取得したケースにおいても、その登録保証人が自らに対する電子登録債権

につき混同が生じたとして支払等登録をした場合には、自らに対する電子登録債権は消滅し、その登録保証人の法的地位は、登録保証人ではなくなり、電子登録債権の債権者としての法的地位のみ残存する。それゆえ、債権者である旧登録保証人は、主たる債務者に対してはもちろん、他の登録保証人に対しても登録保証債務の履行請求をすることができる。

上記のことをまとめれば、ある者が電子登録債権の取得した時期とその電子登録債権につき登録保証人になった時期の先後関係に關係なく、混同によって電子登録債権が特定の登録保証人に対する関係で支払等登録を経て消滅した場合においては、電子登録債権の取得によって債権者となった債権者（旧登録保証人）は、主たる債務者に対してはもちろん、他の登録保証人に対しても登録保証債務の履行請求をなしうるというべきである。

17. 中間試案第5の1（注）について

【意見】

中間試案に反対する。

【理由】

保証登録の申請を禁止又は制限することは、登録保証を禁止又は制限することと同じである（中間試案第5の1参照）。補足説明69頁によれば、このような制約は、管理機関におけるシステムコスト負担の回避又は軽減等の理由によるものであるという。しかしながら、やはり、このような制約は、手形における手形保証のごとく、登録保証によって債務者の信用を補い、電子登録債権の信用を確保するという方向に逆行するものである。なお、電子登録債権については、手形における裏書人への遡求義務といった譲渡人の担保責任を認めないところ（中間試案第5（第5関係後注）参照）、そうであるならばなおさら、電子登録債権の信用を確保するために登録保証を上述のような制約なく認めるべきであり、それゆえ、管理機関の業務規程による保証登録の申請の禁止又は制限は、許されるべきではない。

18. 中間試案第5の2(1)について

【意見】

管理機関が業務規程で定める範囲を明確にすることによって、保証登録の当事者が登録保証債務の内容（保証債務額等）を限定する登録を迅速かつ円滑にできるようすべきである。

【理由】

中間試案によれば、管理機関が業務規程で定める範囲内において、保証登録当事者が登録原簿に登録することにより、登録保証債務額等を限定できるものとしている（補足説明70頁によれば、一定の債権者に対してのみ登録保証債務を負担するという限定もまた、保証登録の当事者が登録原簿に登録することによって可能になる）。しかし、管理機関が業務規程で定める範囲が明らかではなく、保証登録当事者がその範囲に関する開示請求をなしうるかも不明であるため、保証登録当事者が契約でその内容について限定を加える場合において、当事者の意思に基づく登録保証が円滑かつ迅速に効力を有しない恐れがある。登録保証の効力を迅速かつ円滑に認め、電子登録債権の流通性を可及的速やかに現実化させるべきである。それゆえ、管理機関が業務規程で定める範囲を明示する必要があると考える。

19. 中間試案第5の3について

I. (2)について

【意見】

中間試案に反対する。登録保証の場合であっても、民法457条2項の適用を肯定すべきである。

【理由】

そもそも民法457条2項が保証人に主たる債務者が債権者に対して有する反対債権と債権者が主たる債務者に対して有する債権との相殺を援用することを認めたのは、簡易決済の要請及び、保証人がこの相殺を援用できないとすると、債権者が無資力になったときには、主たる債務者が無資力の危険を負わなければならず、主たる債務者が無資力になったときには、保証人が無資力の危険を

負わなくてはいけなくなるので、当事者間の公平を図るという趣旨に基づく。したがって、登録保証債務と主たる債務との独立性とは別個の問題というべきである。すなわち、登録保証人に主たる債務者が債権者に有している反対債権と債権者が主たる債務者に対して有している債権との相殺を援用させることは、「登録保証の独立性」に反するものではないから、これを肯定してもかまわない。また、これを肯定することは、電子登録債権にも求められる簡易決済の要請と無資力の危険回避の要請という2つの要請を実現することになる。

また、補足説明71頁は、手形保証の場合について、保証人は主たる債務者の債権による相殺をもって対抗できないと解するのが多数であると述べている。しかし、そのような考え方によると、保証人が手形所持人に支払い、保証人が主たる債務者に対して求償し、さらに主たる債務者が所持人から反対債権の回収を図るという請求の循環が生じてしまうが、それはあまりに迂遠である。ゆえに、補足説明には賛成しがたく、中間試案に反対するものである。

II. (3)について

【意見】

中間試案に賛成する。登録保証には、民法457条1項の適用はないものとすべきである。

【理由】

登録保証の独立性の観点より、中間試案に賛成する。補足説明71頁に挙げられている手形法71条（手形債務の時効中断の相対性）は、手形債務の独立性に基づくものであり、中間試案の立場はそれとパラレルに考えられるからである。

20. 中間試案第5の4(1)aについて

【意見】

⑦の「管理機関が業務で定める事項」について明文でこれを定めるべきである。

【理由】

補足説明72頁は、管理機関が業務規程で定める事項について、「管理機関が当事者に付与したID番号やパスワード等の本人確認のために必要な事項や、登

録保証人の支払口座等」を例示している。しかし、管理機関が民間の金融機関でありうることから（補足説明65頁参照）、業務規程が各管理機関によって異なる恐れがあること、管理機関に業務規程で定める事項を申請当事者である登録保証人及び債権者に開示するかどうか分からぬこと、といった理由から、保証登録申請が遅延し、電子登録債権の流通性を阻害する可能性がある。それゆえ、⑦の「管理機関が業務で定める事項」については、これを明文で定めておく必要があると考える。

21. 中間試案第5の5(1)③について

【意見】

内容の理解が極めて困難である。文言を平易なものにするべきである。

【理由】

電子登録債権について、主たる債務者がその債務を支払った場合、登録保証人が特別求償権を他の登録保証人に行使する必要はなく、これを認めるべきではない。補足説明75頁の説明も、「A」が主たる債務者なのか登録保証人なのか分からず、また、その内容の理解も非常に困難である。

22. 中間試案第5の5(4)について

【意見】

中間試案に賛成する。

【理由】

民法463条は、民法443条を準用し、保証人が主たる債務者に保証債務履行の前後の通知をしないために、主たる債務者と保証人が二重弁済をしたり、主たる債務者が債権者に抗弁を有していたのにそれを無にしたりすることを防止するべく、保証人に保証債務の履行の前後に主たる債務者に保証債務の履行について通知をするように義務づけている。しかし、登録保証においては、登録保証債務は独立性を有しており、これによって電子登録債権の流通性を確保しているのである。したがって、電子登録債権の債権者が登録保証人に履行請求してきた場合には、迅速かつ円滑に登録保証人から債権者への支払が行われるべ

きである。登録保証人が債権者に支払をする際に主たる債務者に通知をするような手間を登録保証人にかけさせることは、債権の流通性の観点から排除されるべきであると考える。また、事後の通知についても登録保証債務の独立性の観点から、これを不要とするべきである。また、主たる債務者の無効な弁済の回避は、支払等登録の管理機関に対する開示請求をすることで実現されうる（中間試案第7の3(1)①参照）。

23. 中間試案第5（第5関係後注）について

【意見】

中間試案に反対する。

【理由】

手形が手形保証のみならず、裏書人に遡求義務という担保責任を負わせて手形債権の信用を増大させているのと同様に、電子登録債権法制においても、登録保証のみならず、譲渡人に遡求義務という担保責任を負わせて、電子登録債権の信用を増大させるべきである。

電子登録債権を譲り受けようとする者が安んじて同債権を取得することができるようになるためには、その信用（被支払性）をできるだけ確保することが望ましいが、登録保証と登録保証債務の独立性だけでは、手形の場合と比較して、電子登録債権の信用を最大化させているとはい難いと考える。

24. 中間試案第6の2(1)について

I. aイについて

【意見】

中間試案に反対する。

【理由】

中間試案によれば、たとえば、電子登録債権の債権者が同債権の債権額を変更する場合、その債権者は、利害関係者となり、単独申請をすることができることになる。しかし、これでは、債権者の恣意的な登録事項の変更を認めることになり、債務者を害する。このことは、債務者が単独で変更登録の申請をす

る場合についても当てはまる（債権者を害する恐れがある）。それゆえ、変更登録の申請は、利害関係者全員の共同申請又は利害関係者全員の電子署名のある電子メールによる申請によるものとすべきである（中間試案第1の2(1)の（注2）参照）。

II. bについて

【意見】

中間試案における「管理機関が業務規程で定めるもの」について、これを明確にすべきである。

【理由】

単独で変更登録の申請ができる場合につき、中間試案は、「他の者の権利義務に影響がないことが明らかな事項であって管理機関が業務規程で定めるものの変更登録」を挙げているが、「管理機関が業務規程で定めるもの」の意味内容を明文上明らかにすべきと考える。何となれば、「管理機関が業務規程で定めるもの」が具体的に明らかにされていないと、各管理機関が独自に単独で変更登録ができるものを業務規程で定めてしまい、場合によっては、当事者の利益を不当に害することになるからである。

III. cイについて

【意見】

「一般承継」の意味内容を明らかにすべきである。

【理由】

「一般承継」という用語の意味内容が明らかではない。私法上、「承継」には「包括承継」と「特定承継」の2種類しかないのであって、新しい法律用語を用いるのであれば、その意味内容を明らかにする必要があると考える。

IV. cロについて

【意見】

[B案]を支持する。

【理由】

債権者が電子登録債権を共同相続した場合には、各相続人たる2人以上の債権者は、不可分債権を有することになるから（中間試案第2の2(1)⑤の（注）、

及び本意見書三の7のⅡ参照)、各債権者は、単独で登録変更の申請ができるものと解すべきであるが、相続人である債務者が2人以上存在し、債権者が1名のみの場合において、2名以上の債務者がその債権者に可分債務を負担している場合には、2名以上の債務者全員の共同申請を要求しなければ、債務の負担割合について当初の負担割合とは異なる割合が登録され、債務者の一部が不測の損害を被る恐れがある。

V. cハ及び(注)について

【意見】

中間試案に反対する。

【理由】

このような登録を認めることは、登録が公示方法として電子登録債権をめぐる権利義務関係を正確に公示する手段であることに鑑みれば、妥当ではない。権利義務関係をめぐる事項に関しては、正確にこれを登録し、公示すべきである。また、繰り返しになるが「一般承継」という用語の意味内容を明確にする必要がある。

25. 中間試案第6の2(2)について

【意見】

中間試案に反対する。

【理由】

⑥については、債権者が1名で債務者が2名以上おり、各債務者が債権者に対して可分債務を負担している場合にあっては、代理人に債務者全員の代理権授与を証明する書類又は債務者全員が代理人に代理権を授権した旨の電子メールであって、債務者全員の電子署名がある電子メールを管理機関に提出又は送信させるべきである。1名の債務者による代理人に基づく変更登録の申請では、その債務者のみの利益を図る変更登録の申請がなされる恐れがある。⑦については、「管理機関が業務規程で定める事項」を明らかにすべきである。変更登録の申請を迅速かつ円滑にすることができるようとするためである。

26. 中間試案第7の1(1)について

【意見】

中間試案に反対する。

【理由】

電子登録債権に質権を設定する場合においては、登録の前に、質権設定者（電子登録債権における債権者）と質権者との間における質権設定契約がなければならぬので、電子登録債権における質権の効力発生は、電子登録債権者と質権者との間における質権設定契約がなされ、それが登録されることによって効力を生じるものとすべきである。なお、登録が質権設定契約の効力発生要件であることについては、電子登録債権の譲受人が登録によって質権設定を知ることができ、不測の損害を負わぬで済むことから賛成する。

27. 中間試案第7の1(2)について

I. aについて

【意見】

中間試案が申請当事者を明示していないことに懸念を表明する。

【理由】

申請当事者を質権設定者と質権者の双方であることを明示しなければ、質権設定契約が不存在であるにもかかわらず、質権者でない者によって勝手に質権が設定され、電子登録債権の流通性を阻害することになりかねない。中間試案第1の2(4)aからは、上記のことが必ずしも明らかとはならない。

II. aの④の（注）について

【意見】

電子登録債権について、包括根質を認めるべきではない。

【理由】

仮に電子登録債権について根質権を認め、後順位の質権設定といった電子登録債権の取引上の有効活用を促すとしても、後順位質権の設定が困難となる包括根質を認めることは、電子登録債権者を資金調達の面で不当に害することになる。

28. 中間試案第7の3(1)について

【意見】

中間試案に条件つきで賛成する。

【理由】

登録がされていないことの証明書等の提供も請求することができるものとすべきである。たとえば、電子登録債権の譲渡登録がなされた後の原因債権の指名債権譲渡が電子登録債権の譲渡に（行使の先後関係において）劣後することが素直な解釈であることに鑑みれば、電子登録債権の譲渡登録がなされているかどうかは、指名債権譲渡の譲受人にとっては、最も重要な事項である。そうであるならば、電子登録債権法制が民法における指名債権譲渡の方式を否定するものではない以上、民法における指名債権譲渡制度を害さないためにも、譲渡登録がなされていないことの証明書等の交付も請求できるものとすべきである。

四 おわりに

「電子登録債権法制に関する中間試案」は、指名債権や手形債権等の既存の債権と異なる、原因債権とは別個の金銭債権である電子登録債権（中間試案第1の1参照）に関する法制度を整備しようとするものである。したがって、あくまでも電子登録債権はこれまで法律上存在してきた債権（上述の指名債権や手形債権等）とは異種のそれであることから、電子登録債権法制における法理論が指名債権や手形債権等の既存の債権に対して及ぼされなければならないと考える。電子登録債権法制は、新たな債権に関してのみ妥当するルールを構築するものにすぎないとすべきである。

ただ、本意見書三において随所でみられたように、電子登録債権法制が手形法の影響を色濃く受け、また、指名債権とは譲渡の局面で調整が必要になるなど、電子登録債権は、完全に既存の債権と独立した形で存在しえない。しかし、そうであったとしても、やはり、電子登録債権は、既存の債権とは別個のものであり、その法理論や解釈論は電子登録債権法制に独特なものであるという認

識を忘れてはならない。さもないと、手形法の民法の指名債権譲渡制度に大きな混乱をきたす恐れがある。

債権者・債務者の合意に基づき、それを電子メール等で管理機関に登録申請することによって容易に原因債権とは別個の電子登録債権という債権を生み出し、その電子登録債権の流通を図ることは、手形債権に加えて流通性を極めて重視した債権が新たに誕生するという点で、取引実務においては歓迎されるべきことであるようにも思える。ただし、電子登録債権は、譲渡人に手形法で認められている遡求義務を担保責任として課すことなく、登録保証と登録保証債務の独立性によって流通性を確保しようと努めている。手形法の理論を部分的に採用しつつも、遡求義務を譲渡人に担保責任として認めないというのであれば、登録保証人の資力の観点から考えたとき、流通性の最大化という面で、いささか不十分なものであると認識せざるをえない。

本意見書の冒頭、一で述べたように、電子登録債権法制については、なお十分な議論が尽くされるべきであることをあらためて指摘しておきたい。

[付記]

本意見書を本誌に掲載するにあたり、送り仮名を統一し、文章表現を若干改め、一部加筆・削除を行ったことをお断りしておく。なお、本意見書の作成時に、多数の関連文献を参照したが、紙幅の関係でそれらの出典を示すことができない。この点についても、ご海容をお願いしたい。